

記入例③ 転勤

※この届出書が不足しましたら複写してご使用ください。

給与所得者異動届出書にかかる給与支払報告書の記入例

受付印		給与支払報告書										特別徴収義務者 指定番号		6612345			
令和 年 月 日		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3										この届に関する 連絡先 ※必ず記載してください。		担当者 氏名		四国 昭子	
(あて先) 徳島市長		名称(氏名) 〇〇商事株式会社 四国一郎										電話番号		088-622-xxxx			
		所在地(住所) 〒〇〇〇-〇〇〇 徳島市徳島町〇丁目〇番地															
給与所得者		(ア)		(イ)		(ウ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月1日以降退職時までの給与支払額		退職手当等の支払予定額	
フリガナ トクシマ タロウ		特別徴収税額(年税額)		徴収済額		未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月1日以降退職時までの給与支払額		退職手当等の支払予定額	
氏名 徳島太郎		宛名番号 0005		円		円		6月から10月まで		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 退職(普E) <input type="checkbox"/> 2. 転勤 <input type="checkbox"/> 3. 休職(□育休) <input type="checkbox"/> 4. 長期欠勤 <input type="checkbox"/> 5. 死亡 <input type="checkbox"/> 6. その他(普A~D) <input type="checkbox"/> 普A 2名以下 <input type="checkbox"/> 普B 他で特徴 <input type="checkbox"/> 普C 少額 <input type="checkbox"/> 普D 不定期		<input checked="" type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 →下段②をご記入ください <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 (事務所が徴収して納付) →下段①をご記入ください <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 (納税者本人が納付)		円		円	
生年月日 明・大 昭 平 50年 1月 11日生		円		円		円		.		.		円		円		円	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		円		円		円		.		.		円		円		円	
1月1日現在の住所 徳島市 八万町内浜〇番地の〇		120,000		50,000		70,000		.		.		200,000		200,000		15	
現住所 給与の支払を受けなくなった後の住所 同上																	

①給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由		徴収予定		備考		市記入欄	
1. 異動が令和 年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記①と同額)	一括徴収した税額は 月分(月 日納期限)で納入します		※ 退職者の未徴収税額については、一括徴収の方法にご協力ください。 新しい勤務先にて特別徴収を継続する場合は、必ず継続先に開始月、税額等の連絡をしたうえで、所在地(住所)、名称(氏名)、指定番号、連絡先を記入して提出してください。
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円			
		.	円	円			

②新しい勤務先にて特別徴収を継続する場合は、次の欄にも記入してください。 ※必ず継続先に開始月、税額等の連絡をしてください。 連絡ないことが判明した場合は特別徴収の継続はできません。

右記の新勤務先へは月割額 10,000 円を 11 月分から徴収するよう連絡済です。		(フリガナ) 名称 〇〇出版 有限会社 四国次郎		特別徴収義務者 指定番号		6700001	
		(フリガナ) 所在地 〒770-0847 トクシマシサイワイチヨウ 徳島市幸町〇丁目〇番地		連絡先の 電話番号		088-623-xxxx	

※ 届出書は徳島市ホームページからもダウンロードできます。 [<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/> →くらし・手続き→税金→個人の市・県民税→市・県民税の各種様式(特別徴収)]

記入注意

1 一括徴収義務者
特別徴収義務者は、給与所得者が翌年1月1日から4月30日までの間に退職等によって給与の支払を受けなくなつた場合で、その給与所得者に対して翌年の5月31日までの間に支払われる予定の給与または退職手当等が退職した月の翌月以降に徴収されるべき月割額に相当する金額を超えるときは、未納分の月割額の全額をその給与または退職手当等から本人からの申出に基づくことなく一括徴収しなければならぬものとされています。

2 「宛名番号」の欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記入してください。

3 「徴収予定月日」の欄には、給与の支払を受けないこととなる日(同日後に一括徴収の申出があったときは、その申出の日)から5月31日までの間に支払を受けるべき給与または退職手当等の額をその額から徴収すべきものとして給与の支払を受けなくした者が申し出た金額を記入してください。なお、その金額の定めがないときは、その給与または退職手当等の合計額とこの給与または退職手当等のそれぞれの額との割合によってあらかじめに算出した額を記入してください。

4 「徴収予定月日」の欄には、給与の支払を受けなくした日となる日(同日後に一括徴収の申出があったときは、その申出の日)から5月31日までの間に支払を受けるべき給与または退職手当等の額をその額から徴収すべきものとして給与の支払を受けなくした者が申し出た金額を記入してください。なお、その金額の定めがないときは、その給与または退職手当等の合計額とこの給与または退職手当等のそれぞれの額との割合によってあらかじめに算出した額を記入してください。